## ●次の禁止物件に許可を得て表示できる「自家広告物」

【条例第7条第3項第1号】

禁止物件の区分	許可を得て設置(表示)できる「自家広告物」の基準
石垣又はよう壁に表示する	連続するひとつのよう壁等への表示面積は、5 ㎡以下
場合	であること。(建造物の表面面積を限度とする。)
	【別表第2第5号イ】
送電塔、送受信塔、照明塔、 展望塔、煙突、ガスタンク、 水道タンク、その他のタン クに表示する場合	表示面積は、15 m以下であること。(建造物の表面 面積を限度とする。) 【別表第2第5号ロ】

<sup>※</sup>この基準は、自家広告物を表示する場合のみのものです。

## ●次の禁止物件に許可を得て表示できる広告物

【条例第7条第3項第3号:別表第2第6号】

禁止物件の区分	許可を得て設置(表示)できる「広告物」の基準
煙突、ガスタンク、水	空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを
道タンク、その他のタ	描写した「絵画」又は被写体とした「写真」は、表面全体
ンクに表示する場合	に表示できる。